

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(号外⑨)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成30年9月26日

見守り 新鮮情報



事例1 「電力工事のお知らせに訪問したい」といわれ、契約中の電力会社だと思ひ話を聞いた。「この地域は皆、この**光回線**にしている」と変更が必要であるかのようにいわれ、書類に記入したら、**別会社への光回線申込**だった。(70歳代 女性)

事例2 契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「**光コラボ**の案内、今より**千円**ほど**安く**なる」と勧誘された。**A社のプラン変更**だと思ひ手続きをしたら、**別会社との契約**になっていた。(60歳代 男性)

光回線サービスの**変更**は、 内容をよく**理解**してから

ひとこと助言



- NTT 東日本やNTT 西日本から光回線を借り受けた事業者(光コラボレーション事業者)の参入が増え、これらが提供する光回線サービス(コラボ光)の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT 東西との契約ではありません。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第318号(2018年9月19日)発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター(長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)